

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 建築基準法による道路の指定の取消し(二件)……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課・建築指導第二課)……………
- 貸金業法による行政処分……………
- ……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………

告示

●東京都告示第千三百七十八号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき月島三丁目南地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

月島三丁目南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年十一月五日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区月島三丁目地内

四 事務所の所在地

中央区月島三丁目二十四番五号

五 設立認可の年月日

令和二年十一月五日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和二年十二月四日

東京都告示第千三百七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路
令和二年十月十五日

稲城市平尾四丁目二十七番三〇三・三四三から同番六まで、同番八、同番九、四十二番四十、同番四十一、同番四十七、四十三番一、同番二及び四十四番の各一部
延長 三・〇三

東京都告示第千三百八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路
令和二年十月七日

(一) 次に掲げる地番の全部
清瀬市中里一丁目六百九
延長 八〇・二〇
幅員 四・〇〇

十九番四、千七百四十六番地先及び千七百四十七番地

先

(二) 次に掲げる地番の一部

清瀬市中里一丁目六百九十八番一、同番二、同番四、同番五、六百九十九番一、同番二、同番三、同番五、千七百四十六番三及び千七百四十七番三

●東京都告示第千三百八十一号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和二年十一月五日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号又は名称 株式会社オリエンタルパートナーズ
- (二) 氏名(法人の場合) 鬼頭 聡大
- (三) 主たる営業所の所在地 世田谷区駒沢四丁目十九番十一号ノールアネックス四〇二号室

- (四) 登録番号 東京都知事(5)第三一〇六二号
- (五) 登録年月日 令和二年四月三十日
- 二 処分年月日 令和二年十月二十八日
- 三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に應ずる業務を除く。)を停止する。
- 四 業務停止期間 令和二年十一月四日から同年十二月十八日まで(四十五日間)
- 五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

羽村市羽加美四丁目千三百八十二番一及び同番二の一部

福生市加美平二丁目十四番一

株式会社山一建設

代表取締役 山野井 優

許可を受けた者の住所及び氏名

吉原美代子

立川市砂川町二丁目五十一番

立川市砂川町二丁目五十九番

練馬区石神井町二丁目二十六番一

練馬区石神井町二丁目二十六番一

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

あきる野市山田字林際五百七十七番四、同番四地先及び五百七十九番

練馬区石神井町二丁目二十六番一

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

二十六から同番二十九まで

番地の三

株式会社ムサシ田中企画

代表取締役 田中 太

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西東京市北町二丁目千二百七十九番一

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

許可を受けた者の住所及び氏名

加賀美 誠

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

印刷

